



平成20年4月から

後期高齢者医療の保険料と国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）が始まります

後期高齢者医療の対象となる方
75歳以上の方は、自動的に今まで加入していた医療保険制度（国民健康保険など）を脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。

また、65歳以上75歳未満で一定の障害により、老人保健制度で医療を受けている方についても、後期高齢者医療制度へ加入することができます。

保険料の納め方

受給している年金の額によって、年金から天引きされる特別徴収と納付書などで納める普通徴収の2通りに分かります。（加入者一人ひとりに保険料をご負担いただきます）

特別徴収の仕組み

特別徴収の方は、年金受給月ごとの納付（天引き）となります。

年金から特別徴収（天引き）されない方は、平成20年4月の年金からは特別徴収（天引き）されず、7月から翌年3月までの毎月払いの普通徴収となります。（ただし、③及び④の方は、順次特別徴収の対象となります）

後期高齢者医療の保険料の決まり方

（平成20年、21年の率）

被保険者の保険料 (10円未満切捨て)

$$= \text{均等割額 } 41,659\text{円} + \text{所得割額 } (\text{所得}-33\text{万円}) \times 7.85\%$$

世帯の所得水準にあわせて、均等割額が軽減されます。（7割軽減、5割軽減、2割軽減があります）

- ① 受給している年金額が年額18万円未満の方
- ② 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超える方
- ③ 現在、社会保険などの被用者保険に加入している方及びその扶養となっている方
- ④ 65歳以上75歳未満で一定の障害により、後期高齢者制度に加入される方

国民健康保険加入の皆さんへ

後期高齢者医療制度に伴い、国民健康保険税も大きく制度改正が行われます。

・国民健康保険の加入者は75歳未満の方になります。

・後期高齢者医療支援分の新設

・国民健康保険の加入者

① 医療給付費分

② 後期高齢者医療支援分（新設）

③ 介護納付金分

（40～64歳の方のみ）

3つの合計額が国民健康保険税として世帯主に課税されます。

※ なお、税率など詳細につきましては、

は、決まり次第お知らせします。

・国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）が始まります。

世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満で、次の2つの条件を満たす場合、国民健康保険税は、世帯主の年金から特別徴収（天引き）となります。それ以外の方は、今までどおりの納付となります。

問い合わせ

- ① 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合
- ② 世帯主が介護保険料の特別徴収（年金天引き）対象者で、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合

役場町民課保険医療係

☎ 985-4107

役場税務課町民税係

☎ 985-4110

愛媛県後期高齢者医療広域連合

☎ 911-7733

後期高齢者医療の保険料と国民健康保険税の特別徴収の仕組み						
平成20年度					平成21年度	
4月	6月	8月	10月	12月	平成21年2月	8月
仮徴収			本徴収		仮徴収	
平成18年中の収入（所得）をもとに計算されます。該当する方には、仮徴収料（税）額を4月上旬に通知します。			7月に平成20年度分（平成19年中の所得をもとに計算）の保険料（税）を決定します。その保険料（税）額から、既に納付済の仮徴収分を除いた額が天引きされます。		平成21年2月と同額が天引きされます。保険料（税）額の変更のある方のみ通知します。	